審議会会議録

【会議の名称】 第2回姶良市男女共同参画審議会

【開催日時】 平成 29 年 9 月 12 日 (火曜日) 14:00 ~ 16:00

【開催場所】 姶良公民館 会議室 4

【会議の出席者】

副会長	久保山 靖
委員	海老原 博子
委員	古城 るり子
委員	川畑 克
委員	伊東 奈及美
委員	上野 綾希子
委員	岩元 律子
委員	今村 瑞男
委員	宮部 芳照

【議題】

- (1)「第2次姶良市男女共同参画基本計画策定にかかる市民アンケート調査」の調査項目の変更について
- (2)平成 28 年度姶良市男女共同参画基本計画に基づく実施事業の進捗状況について

【会議の公開又は非公開の別】 公開

【傍聴者数】 0人

【会議資料】

- (1)アンケートの変更箇所
- (2)平成 28 年度事業 実施状況報告書

【次回開催予定日】 平成 29 年年度中の開催予定なし

【議事の概要】 別紙のとおり

	内容
事務局	平成 29 年度第 2 回姶良市男女共同参画審議会開催を宣言。
部長	市民生活部長あいさつ。
事務局	始良市男女共同参画推進条例第 18 条に従い、本日の会が成立していることを報告。また同じく姶良市男女共同参画推進条例第 18 条にて会長(本日は会長が欠席のため副会長)に議事進行をお願いする。
副会長	副会長あいさつ。
副会長	会次第に沿って進める。まず会次第議題(1)「「第2次姶良市男女共同参画基本計画策定にかかる市民アンケート調査」の調査項目の変更について」を議題とする。事務局に説明を求める。
事務局	議題(1)「第2次姶良市男女共同参画基本計画策定にかかる市民アンケート調査」の調査項目の変更について説明する。変更箇所については、次のとおりである。 1.調査対象を20歳以上から選挙権を得た18歳以上へ変更。 2.調査票の表紙、デザインの変更。 3.「ご記入に際してのお願い」について、「本アンケート中に使われている用語については、別紙に用語説明を記載しておりますのでご利用ください」の1文を追加し、1.の文章を「事情によりご本人がお答えできない場合は、ご家族等が本人から聞き取って代筆をお願いします。」に変更。 4.1ページ目のF2について、20歳代、30歳代、40歳代・・・としていたところを、18~19際、20~29歳、30~39歳・・・と変更。 5.「性的マイノリティ」についての設問を追加。 6.自由意見要望欄については、当初の予定していた広さよりも枠を大きくした。 7.用語解説について、別紙扱いとし、性的マイノリティやドメステックバイオレンスの解説を入れた。 8.調査票中、用語解説が必要な部分について、※④※⑤のように※を付記。

副会長

ただいまの説明について、意見や指摘があるか。

委員

なし

副会長

次に会次第議題(2)「平成28年度姶良市男女共同参画基本計画に基づく実施事業の進捗状況について」を議題とする。事務局に説明を求める。

事務局

議題(2) 平成28年度姶良市男女共同参画基本計画に基づく実施事業の進捗状況について説明する。

まず実施状況報告書の13ページまでについて。実施状況報告書作成にあたり、今年度評価分から評価方法を変更している。これは、庁内会議である男女共同参画推進委員会からの意見や事業所管課の担当者への啓発促進、現状把握の客観的な評価などの必要性が高まったことから実施した。それに伴い、昨年度評価と今年度評価は、単純には比較できない。評価の流れについては、実施状況報告書3ページのとおり。変更にあたっての一番の変更点は、次のとおり。

〈これまで〉

事業主管課が具体的に行っている事業を入力。入力した事業について、男女共同参画の視点が入っているかどうか主観的に ABC で評価。それが一次評価になる。

〈これから〉

様式に記入してある事業※を実施する際に、配慮項目について配慮ができたかどうかを配慮項目ごとに ABC で評価。A評価 4 点、B評価 3 点、C評価 2 点、D評価 1 点とし、点数の合計から割合を算出。その割合から一次評価を出す。

一次評価の目安は、実施状況報告書の6ページのとおり。

調査した結果、どの事業についても全体的には男女共同参画の視点に配慮された取り組みがなされているとの結果になったものの、細かな部分を見ると、取り組み強化が必要な配慮項目があるとの結果になった。

副会長

実施状況報告書の13ページまでについて、質疑はあるか。

委員

なし

副会長

次の重点項目ごとの各調査結果について、事務局に説明を求める。

事務局

重点項目ごとの各調査結果について説明する。詳細は次のとおり。 【重点項目 1 男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の 推進】

93%の事業が一次評価はA評価だが、配慮項目の⑤男女共同参画に関する事業への参加促進や⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握に関する項目について、取り組みの強化が必要。

【重点項目2男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し】 89%の事業が一次評価A評価だが、配慮項目の⑤男女共同参画に関する事業への参加促進については、取り組みの強化が必要。

また地域運営における慣行の見直しや自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくりについては、具体的な働きかけができていない。

【重点項目 3 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止・救済に向けた環境の整備】

82%の事業が一次評価 A 評価だが、配慮項目の①メンバーの選考への配慮や④実施環境への配慮、⑤男女共同参画に関する事業への参加促進、⑥アンケート調査や意見交換など男女共同参画の意識についての現状把握など、複数の項目で取り組みの強化が必要。教育の場でのセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進については、具体的な働きかけができていない。

【重点項目 4 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に 関する支援】

77%の事業が一次評価 A 評価だが、配慮項目の②家族形態・生活スタイルの多様化への配慮や④実施環境への配慮、⑦事業関係者への配慮要請など、複数の項目について取り組みの強化が必要。

【重点項目 5 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる ための男女共同参画の視点に立った環境の整備】

92%の事業が一次評価 A 評価。配慮項目についても、おおむね配慮できている。

【重点項目 6 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備】

60%の事業が一次評価 A 評価、他の重点項目に関する事業と比較すると取り組みの強化が必要。配慮項目の④実施環境への配慮や⑦事業関係者への配慮はできているが、その他の項目については、取り組みの強化が必要。男性を対象とした介護への参画のための支援については、具体的な働きかけができていない。

【重点項目7政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

74%の事業が一次評価 A 評価。配慮項目については、おおむね配慮できている。

【重点項目8男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進】

71%の事業がA評価。配慮項目については、おおむね配慮できているものの、地域づくり活動の手法を学ぶセミナーや協働による地域づくりを進めるための研修の実施については、具体的な働きかけができていない。

【重点項目9男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備】 90%の事業がA評価だが、配慮項目の⑤男女共同参画に関する事業への参加促進の項目については、取り組みの強化が必要。

今回の調査により、配慮項目の⑤男女共同参画に関する事業への参加促進については、取り組みを一層強化する必要があることが浮きぼりになった。また計画策定から 5 年が経ち、事業の廃止や変更等により具体的な働きかけができなくなっている事業も出てきていることから、早急に対応を検討する。

副会長

それでは重点項目ごとに意見を求める。

まず重点項目 1 男女共同参画社会について、あらゆる場における教育の推進についてのご意見・ご質問を求める。

委員 8

事業所での出前講座実施について、難しい部分もあると思うが、実 施して欲しい。

委員 10

出前講座の開催について、事業所から要請・お願いがあるときに実

施していると聞いているが、行政側から事業所に対して、積極的に開催を持ちかけてはどうか。

委員8

そのことについては、ただ「男女共同参画の講座を実施したい。」と 言われても事業所にはうまく伝わらないかもしれない。事業側への利 点も伝えたほうがいい。

事務局

事業所での講座実施については、事業所側に男女共同参画と自分たちの事業所がどう関係があるか理解してもらわないと開催は困難であることから、事業所と協議をしながら検討したい。

委員 11

実施状況報告書の未実施事業一覧の未実施理由に、「事例なし」とあるが、どういうことか。

事務局

該当事例なしとは、実施に向けた計画を立て準備を整えているものの、その計画を実行するための状況に至らなかったということである。

委員3

その点について、事業所からの依頼で計画した出前講座が、最終的 に事業所側の都合により実施できなかったということがあった。そう いった状況の場合が「事例なし」ということで理解している。

委員 11

その状況であっても、何かしら行動する必要があるのではないか。 出前講座の開催については、啓発の面から見ても大切なこと。どうに か開催してほしい。

また出前講座の開催だけでなく、他の事例なしとなっている事業についても、何かしらの行動はとれるのではないかと思う。

委員 10

平成 27 年度の推進委員会意見について、「メディアリテラシー講座を小学校で開催できるよう、関係機関と連携して検討する。」とあるが、どのような意図で小学校からの開催の提案があったのか知りたい。

事務局

小学校でのメディアリテラシー講座の開催については、中学 1 年生での実施では遅いため、小学校の段階からした方がいいのではないかとのことであった。この件については市としても開催を検討したのが、県が実施している学びの広場事業が小中学校を対象としているため、現状、この事業の実施を促すことで対応している。

委員 10

デート DV 防止講座についても中学3年生を対象では遅いという意見を聞いた。小学校の高学年を対象として実施している他自治体もあるが、せめて中学校2年生もしくは1年生を対象に実施を検討して欲しい。

事務局

デート DV 防止講座の対象学年については、関係部署と協議の上、対象を決めていることから、変更等についても、協議の上検討したい。

委員3

人権教育・人権学習について、人権擁護委員が、人権の花運動や人権 教室を開催している。ぜひ活用してほしい。また職員研修について全 職員が受講しているかどうかを伺いたい。

部長

職員研修については、講師の関係があるものの 1 日の中で午前・午後の2回実施している。その中で職員は必ず出るようお願いしている。 その日出勤している職員は、抜け目なく参加していると思われる。

副会長

全員が同じ研修を受けて、意識をそろえて頂くということでお願い したい。

副会長

次に重点項目 2 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直しについてのご意見・ご質問を求める。

委員 10

地域コミュニティへの取り組みについて、男女共同参画課に限らずチームを作り、そのチームで地域コミュニティ協議会に対して話をしてはどうか。そのような具体的な取り組みをしていく必要があるのではないか。誰がどういう風にするのかということをはっきりさせる。これまでのように担当課への取組依頼だけでは、なかなか前には進まないのではと感じている。また個人的には、基本計画の中にある制度の慣習・慣行の見直しについては、一人ひとりが具体的に何をすべきかを考えていかないと難しいと考える。

委員3

男性の家事について、料理教室での男性の割合及び状況について伺いたい。

委員 4

市の食生活改善推進員をしているため、回答する。 男性の料理教室は、協議会としては年2回の計画をしている。それ 以外にも働く女性の家で年間を通じて実施しており、30名ほどが参加している。余談ではあるが、この「働く女性の家」で開催する男性の料理教室以外の講座には、男性は参加することができない。

料理教室について、子どもの料理教室などは社会教育課、教育委員会からの申込がある。また加治木の永原小学校では農政課からの依頼で、子どもたちへの食育の活動をしている。

食生活改善推進員の料理教室は、月一回程度加治木の保健センターで行っている。申込は、性別は問わないものの大半が女性であり、男性はたまに1人いるぐらいである。

働く女性の家の料理教室に参加している男性に、家でも料理をしているのかと尋ねると、「家ではやっていない。」とのこと。「いざというときにならないと料理をする理由がない。」との意見もあった。60代70代の方が受けている教育の内容を考えてみても、いざというときに備えて練習するということでも良いのではないかと考える。

副会長

チームを作って、コミュニティへの働きかけ等を行っていけばという意見があったがどうか。

部長

地域コミュニティ・校区コミュニティについては、市役所が直接的 管理しているわけではなく、各コミュニティがそれぞれまちづくりプ ランの作成をしている段階である。その中には、女性の進出等につい ての計画もあるとのことだが、現状については、地域政策課自身も把 握できていない。ただこの内容については、2年連続同じような形で 指摘いただいたので、地域政策課と協議の上、進めたいと思う。

委員 10

事業概要の主旨と実際の事業とが乖離していると感じる。

委員 4

男女共同参画の意識を伝えていくことは、私たちの年代の人たちが やらないといけない。私たちも若い世代の人へ、もうそれぞれ変わっ ているのだとは思わずに、伝えていくということが大事だと思う。法 律はもうほとんど出来上がっているから、あとの気持ちの部分は自分 たちが変えていかないといけない。

副会長

委員が言われたことをいろいろな場で私たち一番意識を持った方々 が声かけをしていくということが必要と思う。 副会長 次に重点項目 3 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止・救済に向けた環境の整備について、意見を求める。

相談業務を充実して頂きたい。例えば平日時間外の対応はどうか。相談業務については受け手側ではなく相談者側の立場に立った体制づくりをしてほしい。

かに重点項目 4 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援について、意見を求める。

推進委員会からの意見と同様、関係機関に対する配慮要請について、徹底に努めていただきたい。

続いて重点項目 5 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備について、意見を求める。

副会長 庁舎建設について、男女共同参画の視点に配慮した設計等行って頂きたい。

副会長

副会長

委員 4

副会長

委員3 在宅福祉アドバイザーについて、男性の人員を増やしてほしい。男性の高齢者の方からは、「女性には話しにくい。」という意見を聞いたことがある。

同性であれば話しやすいということもあるが、男性の在宅福祉アド バイザーは、ほとんどいないのが現状である。毎年選出していると思 うので、男性女性問わず選出をお願いしたい。

地域防災計画の推進について、女性に限らず子どもや高齢者などが 日常生活を送る上で必要なものや場所は、しっかりと準備をお願いし たい。

次に重点項目 6 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点 に立った環境の整備について、意見を求める。

委員 11 男性を対象とした介護教室の実施など介護への男性の参画について

の事業を、積極的に検討・実施してほしい。子育てについては、進んで きていると感じているが、介護についてはなかなか進んでいない。

仕事と生活の調和を図る上での根幹は、働く場・雇用の場であることから、これらに対して法律の周知や現状把握を図るなど積極的な取組をお願いしたい。

計画を推進していく上で、市と市民と事業所と一体となり推進していくことが一番大切である。しかしながら現状では、事業所に対するアプローチが弱いことから、次の計画の段階では、事業所を取り囲んだような形で推進していけるような組織づくりを進めて行きたい。

入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推 進について、出前前講座を実施した事業所は、入札時の評価を上げる というのはどうか。

入札に関する評価制度について、市内等の企業等に周知を行い、あ わせて講座の実施のお願いしたい。

次に重点項目 7 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、 意見を求める。

どの項目を見ても、いい状態で数値が上がっている。A 評価が多いのは力強い。ただ詳細を見たときに、働きかけが必要な部分はまだ多い。

各委員の女性比率は出ているか。

現在調査中である。

推進委員会でも出ている意見であることから、その達成をお願いしたい。

女性の救急隊員は何名いるか。相手が女性である場合、男性救急隊 員には言いたくても言えない場合がある。

部長

委員 10

委員 4

副会長

副会長

委員 3

副会長

事務局

副会長

委員 4

事務局

始良市消防本部には女性職員が2名いるものの、勤務体系等により、 いつでも対応できる状況ではない。

委員 4

警察では、女性警察官が対応してくれる場合が増えた。救急でも同じように対応して欲しい。

委員9

その件について、以前女性隊員が来たことがあったと聞いた。しか しながらその現場は、力を要する現場であったことから、男性隊員は いなかったのかと思ったとの話であった。

委員 4

通報時、年齢や性別、状況は伝えているので、その現場に適した人材 を派遣して欲しい。

委員 10

エンパワーメントの講座について、具体的なテーマを知りたい。またエンパワーメントやコミュニティビジネスの所管課を知りたい。

事務局

エンパワーメントに関する講座については、男女共同参画係が所管であり、コミュニティビジネスについては、所管課が定まっていないことから、早急に対応を検討する。またエンパワーメントに関する講座のテーマについて、一度離職した方を対象に再就職に関する心構えについての講座を実施した。ただエンパワーメントというのは、それだけではないことから、今後実施する内容について幅広く検討する。

副会長

続いて、重点項目 8 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の 推進について意見を求める。

委員

なし

副会長

最後に、重点項目 9 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備について意見を求める。

委員 3

昨年度の意見同様、より男女共同参画を推進できるような体制づくりに努めていただきたい。

委員4

広報紙について、今度も継続的に記事の掲載をお願いしたい。

副会長

施策の策定等に当たっての配慮について、以前は実施計画ヒアリング時に直接主管課に依頼していたが、組織改変に伴い、実施できなくなっているとある。このことについては、人数が少ない中で、実施の段階から評価することは大変だと思うが、なにかしらいい方法があれば実施して頂きたい。

副会長

全体を通して、質疑や意見があるか。

委員 4

女性の相談窓口は充実してきているので、男性の相談窓口・男性が 相談しやすい相談場所の提供もお願いしたい。

委員 10

男女共同参画は間口が広いと感じ、またいろんな分野に関係があるなと思った。この状況であれば主旨に沿った適切な事業を実施し、関係課とも連携・連絡をとることで、変化していくのではないかと感じた。

副会長

事業実施自体は担当課にお願いすることになることから、担当課と 男女共同参画課が思っている事業が合致することは、難しい部分でも あるが、すべてではなくとも事業内容のすりあわせができれば良いか と思う。

委員 11

今後の流れを知りたい。

事務局

今後の流れについては、本日の意見等をまとめ、会長・副会長に確認 いただき、その後皆様から市長への意見書として提出することになる。

委員 11

市民に対しての広報はどうするのか。

事務局

市民に対しては、意見書提出後、ホームページへの掲載と情報公開 コーナーに意見書を設置することで広報することになる。併せて担当 課に対しても、庁内システム等を利用し周知をする。

委員 11

ホームページに掲載するときには、市民に分かりやすくしてほしい。

副会長

ホームページが使えない方に対して、簡単な広報紙でも作って頂きたい。

委員 10	市長への意見書の提出は、会長・副会長がするか。
副会長	日程の調整をしまして、会長・副会長で報告をしている。
委員 10	報告前に、文書は見せてもらえるのか。
副会長	委員の方々が必要であれば、意見をまとめたものを事前に送付させていただくことも可能である。今年度はそのように対応する。
副会長	以上で協議を終了する。姶良市の男女共同参画推進のための指針である基本計画に基づき、事業実施については、本日の意見を踏まえた上で実施していただきたい。
事務局	これをもちまして第2回姶良市男女共同参画審議会を終了する。